

福島県アンサンブルコンテスト実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は「福島県アンサンブルコンテスト」という。

(実 施)

第2条 福島県アンサンブルコンテスト（以下、県大会）は、県内各支部で推薦されたグループが参加して、毎年1月に実施する。

(各支部大会)

第3条 選出母体たる支部大会は、下記の通りとする。

- (1) 県北支部大会 (2) 県南支部大会 (3) 会津支部大会
(4) いわき支部大会 (5) 相双支部大会

(会場日時)

第4条 実施会場及び日時など必要事項は、福島県吹奏楽連盟常任理事会（以下、常任理事会）でこれを決める。常任理事会は、前年度の11月末日までに実施会場及び日時を決定する。

第2章 実施部門及び参加人員

(実施部門)

第5条 実施部門は次の通りとし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。

- (1) 小学生の部 (2) 中学生の部 (3) 高等学校の部
(4) 大学の部 (5) 職場・一般の部

(参加人員)

第6条 各グループの編成は、3名以上8名までとする。

第3章 資 格

(参加資格)

第7条 各部門の参加資格は、福島県吹奏楽連盟に登録された団体で下記の通りとする。

(1) 小学生の部

団体構成メンバーは、小学校に在籍している児童とする。

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態。
② 合同バンド 部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
③ 地域バンド 任意の個人または団体が組織し、小学生※¹で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 中学生の部

団体構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※¹の参加は認める。小中一貫校の小学生の参加は認める。）

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態。
② 合同バンド 部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
③ 地域バンド 任意の個人または団体が組織し、小学生※¹、中学生※²で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(3) 高等学校の部

団体構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童、中学校生徒の参加は認める。)

(4) 大学の部

団体構成メンバーは、同一大学(大学院生を含む)に在籍している学生とする。(同一経営の学園内小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒の参加は認める。)

ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般の部

団体構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし第2項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

※¹ 小学生 学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※² 中学生 学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

2 同一奏者が二つ以上の団体に重複して参加することは認めない。ただし、楽器の持ち替えは認める。(入賞取消)

第8条 参加グループの資格に疑義がある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第4章 演奏・審査

(編成)

第9条 編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。

(1) 同一パートを2名以上の奏者で演奏することを認めない。

(2) 同一奏者のチーム編成は、一回しか認めない。

(3) 同一奏者が二つ以上の支部に重複して出場することは認めない。

(4) 独立した指揮者は認めない。

(審査)

第10条 参加グループは演奏曲を1曲演奏して審査を受けるものとする。ただし、組曲は1曲とみなす。(演奏曲目)

第11条 演奏曲は、支部大会で演奏したものとする。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで県大会に出場することは認めない。

(演奏時間)

第13条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(演奏順序)

第14条 演奏順序及び部門の順序は、常任理事会で決定する。

第5章 表彰及び代表

(審査員)

第15条 審査員は常任理事会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は別に定める審査内規による。

(表彰)

第16条 表彰は、部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。

(代表)

第17条 金賞受賞団体の中より、次の数のグループを東北アンサンブルコンテスト（以下、東北大会）に推薦する。なお、東北大会の演奏順は、県代表団体責任者による「完全抽選」で決定する。

2 同一団体からの県代表は、1グループとする。

- | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| (1) 小学生の部 | …………… | 2グループ | (2) 中学生の部 | …………… | 4グループ |
| (3) 高等学校の部 | …………… | 4グループ | (4) 大学の部 | …………… | 1グループ |
| (5) 職場・一般の部 | ……… | 1グループ | | | |

第6章 支部代表

(支部代表)

第18条 各支部は、県大会開催の2週間前までに支部大会を実施し、各部門の推薦グループを決定して、県事務局及び県大会開催支部に推薦・報告しなければならない。

(推薦団体)

第19条 各支部が、県大会に推薦できるグループ数は、次の通りとする。

- | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| (1) 小学生の部 | …………… | 3グループ | (2) 中学生の部 | …………… | 9グループ |
| (3) 高等学校の部 | …………… | 8グループ | (4) 大学の部 | …………… | 2グループ |
| (5) 職場・一般の部 | ……… | 2グループ | | | |

2 中学生の部と高等学校の部の代表は、同一校から3グループまでとする。

(参加費用)

第20条 県大会参加に要する費用については、参加団体の負担とする。

第7章 その他

(共催・後援・協賛)

第21条 県大会実施に当って、常任理事会が必要と認めた場合は、共催及び後援、協賛団体を持つことができる。

2 共催及び後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第22条 県大会の実行委員は、県事務局と主管支部の役員があたる。

(実施要項)

第23条 その他開催上の細目については、実行委員会が定める。

(改定)

第24条 この規定は常任理事会の議により改定することができる。

附則 この規定は、平成 7年 5月 16日より実施する。

この規定は、平成 10年 5月 12日より改定実施する。

この規定は、平成 20年 6月 4日より改定実施する。

この規定は、平成 21年 4月 1日より改定実施する。

この規定は、平成 22年 6月 2日より改定実施する。

この規定は、平成 24年 4月 1日より改定実施する。

この規定は、平成 29年 4月 19日より改定実施する。

この規定は、令和 6年 4月 11日より改定実施する。

福島県アンサンブルコンテスト審査内規

第1条 この内規は、福島県アンサンブルコンテスト実施規定第15条・16条に基づき、審査及び判定について定めるものである。

第2条 審査員は、『芸術性』と『技術性』の項目に分けて、10段階で評価する。評価点は、点数を加算して、総合点で審査する。

第3条 審査結果の処理は、会長から委嘱された県事務局と審査係によって処理をする。

第4条 審査処理は、審査員の評価に基づき、部門ごとに金・銀・銅の3段階にグループ分けを行う。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。

第5条 福島県代表選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 評価を点数に換算した総合点で、評価の高い団体を代表とする。
- (2) 総合点が同点の場合は、次の方法を順に行って決定する。
 - ①勝ち点方式。
 - ②順位点方式。
 - ③満点の個数。
 - ④審査員による決戦投票。

第6条 福島県代表として東北大会に推薦する団体数は、次のとおりとする。同一団体からの代表は、1グループとする。

- (1) 小学生は上位2団体、大学、職場・一般の部は上位1団体を推薦する。
- (2) 中学生、高等学校の部は、上位4団体を推薦する。

第7条 審査結果は、審査員の了承を得て、会長が賞を決定する。

第8条 審査一覧表は、出演団体に送付する。

第9条 この内規は、常任理事会の議により改定することができる。

附則 この内規は、令和6年4月11日より改定実施する。